平成２８年（フ）第７７７号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目12番24―404号
債務者　栗原　　俊
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７８号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目12番24―404号
債務者　栗原　理江
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８２０号
福岡市中央区警固１丁目６―42　ジェミニ警固203号、住民票上の住所福岡市博多区住吉２丁目19番20―702号
破産者　中原　弘子
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１５号
福岡市南区警弥郷２丁目14番12―401号
破産者　山口　真澄（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１８号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目12番20号　毎日興産コーポ103号、旧住所福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目13番５号
破産者　吉田　茂雄
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３４０号
名古屋市守山区新城20番15号　アヴェニールＮ503号、開始決定時の住所福岡市中央区春吉２丁目16番27―1103号
破産者　姉川　　舞（旧姓金井）
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６６号
福岡県春日市上白水８丁目２番地　ふじよしコーポ303号
破産者　早稲田孝行
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５０６号
福岡市早良区四箇田団地４番1109号
破産者　後藤　泰子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７号
長野県中野市大字吉田1236番地９
破産者　松本　清美
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６８５号
兵庫県小野市下来住町1029番地の１　シャルル小野503号
破産者　宗廣　和夫
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６号
神戸市灘区船寺通４丁目１番12号　辻川マンション402号
破産者　木村　吉貴
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３７号
神戸市灘区船寺通４丁目１番12号　辻川マンション402号
破産者　木村　容子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４号
福岡市南区井尻３丁目31番12号
破産者　渡邉　一丸
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７７号
福岡市中央区今泉１丁目４番２―203号
破産者　伊嵜　幸宏
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７８号
福岡市中央区今泉１丁目４番２―203号
破産者　伊嵜　賢実
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６１号
茨城県水戸市平須町1901番地の14
破産者　川口　拓麻
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３３号
茨城県水戸市渡里町2777番地の50
破産者　藤枝佳津子
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３９号
茨城県那珂郡東海村大字村松3162番地
破産者　前田　雄之
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所